

光が丘地区学校跡施設（青葉小学校）利活用に関する サウンディング型市場調査実施要領

1．調査の背景と目的

（1）調査の背景

光が丘地区では、昭和30年代後半から50年代にかけて住宅開発が進み、人口の増加と合わせ、保育園、学校、公民館などの公共施設を整備してきました。

現在は、療育センター陽光園や陽光台保育園など、子どもに関する公共施設の多くが築40年以上を経過しており、建て替えなどを検討する時期を迎えています。また、市教育委員会では、小・中学校の児童生徒数の減少に伴い、令和7年3月に青葉小学校を閉校し、同年4月に光が丘小学校、陽光台小学校、並木小学校に再編するという対応方針を定めました。

こうした経緯を踏まえ、令和4年8月に光が丘地区学校跡施設（青葉小学校）利活用基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。

このたび、基本構想に基づく事業の実現に向けて、「光が丘地区学校跡施設（青葉小学校）利活用に関するサウンディング型市場調査」（以下「本調査」という。）を実施します。

（2）調査の目的

本調査は、光が丘地区学校跡施設（青葉小学校）利活用にあたり、民間事業者の皆様から、再編施設の整備（設計・工事）や供用開始後の維持管理・運営体制などに関する意見をいただくことを目的として実施します。

2. 事業の概要

事業の概要について、以降に示します。

なお、詳細については、参考資料「光が丘地区学校跡施設（青葉小学校）利活用に関するサウンディング型市場調査 事業概要資料」をご参照ください。

(1) 事業対象地の位置

青葉小学校の敷地となります。今後、閉校することとなる青葉小学校は、良好な住宅地に囲まれて立地しており、周辺環境に馴染んだ2階建ての低層建築物となっています。

施設名称	学校施設（青葉小学校）	
所在地	相模原市中央区並木 4-8-4	
交通	（バス停）千代田、上溝保育園前	
敷地面積	16,846.8㎡	
土地保有状況	市保有	
用途地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 用途制限は、第二種低層住居専用地域と跨っていますが、敷地の過半を占める第一種低層住居専用地域の基準が適用されます。	
建物の構成	建築年度	昭和52年～53年
	延床面積	5,718㎡
	階数	地上2階建て
	構造/耐震化	RC造/調査した結果、耐震改修工事不要
災害機能	避難場所（地震）、避難所	

図1 事業地（位置図）



3. 調査のスケジュール

調査の実施スケジュールは、次のとおりです。

表 3-1 本調査の実施スケジュール(予定)¹

実施事項	実施日
実施要領の公表	令和6年10月15日(火)
現地説明会の参加申込締切	令和6年10月23日(水)
現地説明会の開催	令和6年10月30日(水)
個別対話参加申込締切	令和6年11月11日(月)
(追加資料配布)	令和6年11月12日(火)～11月15日(金) ²
ヒアリングシート提出締切	令和6年11月22日(金)
個別対話	令和6年12月3日(火)～12月5日(木)
調査結果の公表	令和7年1月中

1 今後の社会情勢その他の理由によりスケジュールは変更になる場合があります。

2 個別対話を申し込んだ方に対して、この期間内に追加資料をお送りします。

4．調査の内容

(1) 対象とする事業者

事業期間を通じて本事業に主体的に関わることに興味のある法人又は法人のグループ（以下「法人等」という。）を対象とします。

(2) 調査の内容

個別対話は、以下の内容を予定しています。

再編施設について

- 導入機能に対するご意見

事業手法について

- 業務内容・範囲について
- 事業手法について
- 想定される設計建設工程について
- 類似実績における事業費動向について

本事業への参画について

- 本事業への参画意欲
- 本事業への参画を検討するために必要な情報等

5. 調査の手続き

(1) 現地説明会

ア 開催日時

令和6年10月30日(水)

事業説明会：15時00分～15時15分

現地見学会(検討対象施設)：15時15分～16時30分

イ 集合場所及び集合時間

集合場所：青葉小学校 正門(相模原市中央区並木4-8-4)

集合時間：事業説明会の開始時間の15分前より受付開始

ウ 申込期日

令和6年10月23日(水)午後5時まで

エ 参加申込方法

現地説明会への参加を希望する場合は、申込期間内に、様式1「現地説明会参加申込書」に必要事項を記入(1法人又は1グループにつき2名まで)し、電子メールに添付し、「11.問合せ先」まで電子メールにてご連絡ください。

なお、電子メールの件名に【現地説明会参加申込】との表記を含めてください。

オ その他

- ・施設は、学校として利用しています。見学の際は、利用者への配慮をお願いします。
- ・施設内の撮影を希望する方は、当日職員にお声かけください。利用状況等により撮影の可否を判断させていただく場合があります。
- ・荒天の場合、現地説明会を中止する場合があります。中止が決定した場合は、当日午前9時頃までに、現地説明会申込書に記載された連絡担当者宛てに、電子メールで連絡します。
- ・公共交通機関でお越しいただき、各公共施設の駐車場の無断利用、路上駐車はご遠慮ください。難しい場合には「11.問合せ先」までご連絡ください。
- ・現地説明会への参加は、個別対話への参加条件ではありません。

(2) 個別対話

ア 実施期間

下記の期間において、1申込者あたり、1時間程度の個別対話を行います。

令和6年12月3日(火)～12月5日(木)

イ 申込期日

令和6年11月11日(月)午後5時まで

ウ 参加申込方法

参加を希望する場合は、申込期間内に、様式2「個別対話参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールに添付し、「11. 問合せ先」まで電子メールにてご連絡ください。

なお、電子メールの件名に【個別対話参加申込】との表記を含めてください。

エ 個別対話実施日時及び留意点等の連絡

個別対話の実施日時、場所、対話時の留意事項等については、令和6年11月18日(月)頃までに、個別対話参加申込書に記載された連絡担当者宛に、電子メールにて連絡します。

なお、申込時に希望された日時での個別対話が難しい場合には、日程変更をお願いする場合があります。

オ 対話の実施方法

個別対話は以下の通り行います。

- ・実施場所は市役所庁舎（相模原市中央区中央2丁目11番15号）内の会議室を予定しております。
- ・個別対話は、参加者のアイデア及びノウハウの保護のため、参加申込者別に、対面又はWeb会議の形式で1時間程度行う予定です。ただし、対話の状況により、30分を限度に延長する場合があります。
- ・希望された形式ではない対話方法をお願いする場合があります。

カ 追加資料の提示

個別対話に申込された方に対して、令和6年11月15日(金)までに追加資料をお送りします。

キ ヒアリングシートの提出

ヒアリングシートは、記入の上、令和6年11月22日(金)午後5時までに、「11. 問合せ先」まで電子メールにて提出してください。なお、電子メールの件名に【ヒアリングシート】との表記を含めてください。

ヒアリングシートの内容を補足する資料や事例、参加者の実績を紹介する資料がある場合は、併せて提出をお願いします。

ク サウンディング型市場調査結果の公表

サウンディング型市場調査の結果は、令和7年1月中旬に公表する予定です。

公表にあたっては、参加者のアイデア及びノウハウの保護のため、概要のみを公表することを予定しており、事前に個別対話参加者へ、公表内容の確認を行う予定です。

なお、本調査に参加した法人等の名称や個別対話参加者が公表不可とする情報については、公表しません。

「相模原市情報公開条例」その他の関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります。

6. その他

(1) 参加した法人等の取扱い

本調査への参加実績を、事業者公募等における評価の対象として評価することはありません。

(2) 費用負担

本調査への参加に要する費用は、参加した法人等の負担とします。

(3) 対話の取扱いについて

対話内容は、今後の検討とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

(4) 追加対話への協力

本調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）やアンケート等の協力を求める場合があります。何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

7. 問合せ方法

問合せがある場合は、「11. 問合せ先」まで電子メールにてご連絡ください。様式等はありませんが、問合せ内容の管理のため、法人名、所属、ご担当者様の氏名等をご記載ください。

なお、電子メールの件名に【サウンディングに関する問合せ】との表記を含めてください。

8. 問合せ内容の公表

頂いた問合せに対する回答は、電子メールにて行います。問合せ内容によっては、回答を提示するまでの期間を要する場合があります。

なお、問合せ及び回答の内容について、本調査への参加を検討する他の法人等にも周知することが望ましいと市が判断したものについては、市ホームページにて公表します

9. 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、本調査に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成23年12月26日相模原市条例第31号）第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は同条第 2 項に違反している事実がある者

10 . 添付資料

- ・様式 1 「現地説明会参加申込書」
- ・様式 2 「個別対話参加申込書」
- ・事業概要資料
- ・ヒアリングシート

11 . 問合せ先

問合せ先：相模原市役所こども・若者未来局こども・若者政策課

担 当：本多

所 在 地：神奈川県相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

T E L：0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 1 5 (直通)

E メール：kw-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

受付時間：平日の 8:30 ~ 17:00

本市から本件に関する業務委託をしている事業者へ、個人情報を含む本業務に関する情報の共有をすることがあります。